明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○基準点測量基礎計画等の一部を改正する省令（**国土交通**五一）　一

〔告　示〕

○平成三十一年総務省告示第百四十七号（地方税法施行規則第二十四条の三十九第一項第十五号に規定する総務大臣が定めるものを定める件）の一部を改正する件（**総務**一七三）　二

○令和二年度における教科書展示会の開始の時期及び期間を指示する件の一部を改正する件（**文部科学**五九）

○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体の代表者の氏名を変更した件（**厚生労働**二二二）

○新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十八条第一項に規定する臨時の医療施設において同法第三十八条第一項に規定する特定都道府県知事が提供する医療に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬（**同**二二三）

○保安林の指定をする件（**農林水産**一〇四一～一〇五二）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一〇五三）

○都市計画法施行規則の規定により登録講習機関として登録を更新した件（**国土交通**六一七）

○国土調査事業十箇年計画を公示する件（**同**六一八）

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び追加提供が決定された件（**防衛**一〇九）

○生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示（**東北厚生局**三）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**関東地方整備局**二〇三）　三

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　埼玉県　石川県　鳥取県　山口県　福岡県　静岡市　大阪市

〔皇室事項〕

〔公　告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係

裁判所
相続、公示催告、破産、免責、再生関係

特殊法人等
裁判所共済組合定款の一部変更関係

会社その他

省令

○国土交通省令第五十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三条第一項の規定に基づき、基準点測量基礎計画等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十七日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

基準点測量基礎計画等の一部を改正する省令

（基準点測量基礎計画の一部改正）

第一条　基準点測量基礎計画（昭和二十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（計画の期間） **第一条**　本計画は、令和二年度から令和十一年度までの十箇年間に行う基準点の測量について定めるものとする。	（計画の期間） **第一条**　本計画は、平成二十二年度から平成三十一年度までの十箇年間に行う基準点の測量について定めるものとする。
（基準点の新設） **第三条**　令第三条第一項第一号に規定する国の機関（第四条において単に「国の機関」という。）は、前条各項の地域において、地籍調査の効率的な実施に資するため必要があると認めるときは、基準点の測量を行うものとする。	（基準点の新設） **第三条**　国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基準点の測量の基準点（補助基準点を除く。）の数は、八千四百点とする。 2　国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基準点の測量の補助基準点は、基準点（補助基準点を除く。）を補完するために設置するものとする。
（測量成果の修正） **第四条**　国の機関は、基準点（補助基準点を除く。以下この条において同じ。）の測量の成果と現況との間に地殻、地貌又は地物の変動その他の事由により令別表第二で定める限度以上の誤差が生じているときは、再び基準点の測量を行い、当該成果を修正するものとする。	（測量成果の修正） **第四条**　令第三条第一項第一号に規定する基準点の測量を行う国の機関は、基準点（補助基準点を除く。以下この条において同じ。）の測量の成果と現況との間に地殻、地貌又は地物の変動その他の事由により令別表第二で定める限度以上の誤差が生じているときは、再び基準点の測量を行い、当該成果を修正するものとする。